■2027年度S日程　法曹コース特別選抜入学試験・卒業見込者特別入学試験
法律科目試験「刑法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

刑法総論の重要テーマである因果関係論及び共犯と過剰防衛の問題を主として問うものである。

まず、出題側としては、YがAに対して死亡する危険性が高い行為に及んでいることから、殺人の実行行為として評価することを前提に作成した問題であったが、特段の説明なく傷害として評価する答案が相当数あった。他方、殺人として評価している答案の中には、ナイフという殺傷能力の高い武器を用いて人体の枢要部である首を、しかも複数回刺している点などを的確に指摘しているものがあり、こうした答案は、後の防衛行為の相当性判断などでも事実関係を適切に把握できている印象を受けた。また、Yの行為とAの死亡結果との間の因果関係を判断するにあたっては、Aの不適切な行為が介在しているため、最決平成16・2・17・刑集58巻2号169頁等の事案などを念頭に置きつつ検討する必要があったところ、ほとんどの答案で因果関係が問題になること自体には触れられていたものの、何故因果関係を肯定する結論に至ったのかが不明なものもあった。

次いで、Yの行為は、Y自身からみればいきなりAから攻撃を受けたため自らの身を守るために行なったものであるから、正当防衛の成否を検討すべきであり、ほとんどの者が論点としては触れていたものの、相当性判断については、問題文にある事実を指摘しながら、具体的に検討していると評価できる答案がある一方で、相当性はない、など結論だけ述べるものもあり、答案によってかなりのバラつきが見られた。

また、Yの行為を過剰（正当）防衛とする場合、Xの行為をいかに評価すべきかが問題となる。この点については、XがYと共同正犯になるとした場合、「共同正犯が成立する場合における過剰防衛の成否は、共同正犯者の各人につきそれぞれの要件を満たすかどうかを検討して決するべき」として、積極的加害意思があった者については急迫性を否定した最決平成4・6・5刑集46巻4号245頁等を念頭に検討することが求められていたが、この点に全く触れられていない答案もあった。なお、XとYとで罪名を異なって評価する場合にはその点の説明も求められるが、共犯者間の罪責の整合性を意識しないままに記述しているとの印象を受ける答案が散見された。

以　上